

県政協議会

令和二年四月十六日（木）

午前十時

- 一、令和二年度四月補正予算（案）の概要について
- 二、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について
- 三、その他

令和2年度4月補正予算（案）の概要について

令和2年4月16日

（単位：千円）

一 予算規模

一般会計

補正額 36,960,816

補正後の規模 617,029,318

《補正予算の財源》

特定財源

36,209,279

国庫支出金

69,235

諸収入

36,140,044

一般財源

751,537

繰入金

751,537

二 補正予算（案）の内容

今回の補正予算（案）は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について計上した。

I 感染症対策

- (1) 新興感染症対策事業 149,704
- ①発生動向調査事業 24,032 千円
積極的疫学調査等に従事する会計年度任用職員（保健師等）を各保健所に配置する。
- ②検査体制整備事業 4,301 千円
ウイルス検体の保存に必要な超低温フリーザーを健康環境センターに整備する。
- ③新型コロナウイルス感染症対策事業 110,121 千円
- i) 帰国者・接触者相談センター設置事業 40,125 千円
新型コロナウイルス感染症に関する相談件数の増加に対応するため、県民相談窓口の体制を強化する。
・事業内容 コールセンターの追加設置
県民への周知・啓発
- ii) 帰国者・接触者外来設置整備事業 47,025 千円
医療機関における帰国者・接触者外来の運営に必要な医療用陰圧テントの整備に対し助成する。
・補助対象 9 医療機関
・補助率 10/10（国 1/2、県 1/2）
- iii) 新型コロナウイルス検査体制整備事業 13,748 千円
濃厚接触者等に対して新型コロナウイルス検査を実施する。
- iv) 新型コロナウイルス感染症対策協議会運営費等 9,223 千円
感染症に対応した医療提供体制の確保や、患者の受入体制に関する協議を行う。
・事業内容 新型コロナウイルス感染症対策協議会等の実施
患者の受入調整に向けたウェブ会議システムの導入
- ④民間検査機関検査体制整備事業 11,250 千円
民間検査機関等が整備するPCR検査機器の購入経費を助成する。
・補助対象 3 事業者
・補助率 1/2（国 10/10）
- (2) 災害医療体制整備事業 580,495
- ①新型コロナウイルス感染症軽症者等受入施設整備事業 380,000 千円
新型コロナウイルスの感染拡大に備えた医療提供体制を構築するため、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を確保する。
- ②帰国者・接触者外来設置運営事業 200,495 千円
新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応するため、帰国者・接触者外来として設置する臨時の診療所について、運営費等を助成する。
・補助対象 市町村、医療機関等
・補助率 10/10（県 10/10）

Ⅱ 経済対策

- (1) 新比内地鶏需要回復緊急対策事業 55,196
外食需要の落ち込みにより在庫が急増している比内地鶏について、学校給食や社食・中食等での消費拡大を図る。
- ①学校給食等利用促進事業 29,196 千円
・実施対象 県内の全小中学校及び高齢者施設
・利 用 量 11 t
- ②社食・中食等利用促進事業 26,000 千円
・実施主体 県内比内地鶏流通事業者
・補 助 率 1/2 (県 10/10)
・利 用 量 40 t
- (2) 新県産水産物供給平準化事業 6,550
外食需要の落ち込みにより価格が下落している比較的単価の高い魚種について、一定期間冷凍保管することで供給の平準化と価格の安定を図る。
- ①冷凍体制整備事業 2,950 千円
・実施主体 秋田県漁業協同組合
・補助対象 冷凍機械等の導入経費
・補 助 率 1/2 (県 10/10)
- ②冷凍保管支援事業 3,600 千円
・実施主体 秋田県漁業協同組合
・補助対象 冷凍保管経費
・補 助 率 1/2 (県 10/10)
- (3) 経営安定資金貸付事業 36,168,871
受注減等により経営不振に陥っている中小企業に対し、実質無利子・無保証料の事業資金を融資する。
- 【危機対策枠】 (日本政策金融公庫と同様の措置)
- ・融 資 対 象 売上高等が前年同期比で 5%以上減少することが見込まれる個人事業主及び前年同期比で 15%以上減少することが見込まれる中小企業者
- ・融 資 枠 975 億円
- ・貸付限度額 30,000 千円
- ・貸 付 利 率 固定 0.00% (4 年目以降 1.15%又は 1.35%)
- ・貸 付 期 間 10 年以内 (据置 5 年以内)
- ・保 証 料 0.00%
- 【新型コロナウイルス感染症対策枠】 (無利子無保証料は県単独施策)
- ・融 資 対 象 売上高等が前年同期比で 5%以上減少することが見込まれる中小企業者
- ・融 資 枠 25 億円
- ・貸付限度額 30,000 千円
- ・貸 付 利 率 固定 0.00% (県補助後) (4 年目以降 1.35%)
- ・貸 付 期 間 10 年以内 (据置 5 年以内)
- ・保 証 料 0.00% (県補助後)

<債務負担行為>

○経営安定資金保証料補助金 (71,250)

経営安定資金に係る保証料の軽減を図るため、秋田県信用保証協会に対して保証料を補助する。

・補助率 0.70%

○経営安定資金利子助成金 (2,695,000)

中小企業者の利子負担を軽減するため、利子助成をする。

・補助率 1.15%又は1.35%

新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について

令和 2 年 4 月 1 6 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県内における新型コロナウイルス感染者の発生状況

4 月 1 5 日現在、確認されている県内の発生状況は以下のとおり。

No	確定日	年齢	性別	居住地	職 業	備 考
1	3 / 6	60歳代	男	秋田市	無職	
2	3 / 6	10歳未満	女	県外 (北海道)		
3	3 / 27	20歳代	女	由利本荘保健所管内	外国語指導助手	
4	3 / 27	30歳代	男	由利本荘保健所管内	外国語指導助手	
5	3 / 30	20歳代	男	秋田市	自衛隊員	
6	3 / 31	20歳代	男	横手保健所管内	地方公務員	
7	4 / 1	30歳代	男	秋田市	自衛隊員	5 例目の濃厚接触者
8	4 / 2	20歳代	男	大館保健所管内	医師	
9	4 / 2	10歳代	女	県外 (東京都)	学生 (専門学校)	
10	4 / 3	50歳代	女	由利本荘保健所管内	医療従事者	9 例目の濃厚接触者
11	4 / 4	50歳代	男	由利本荘保健所管内	会社員	9 例目の濃厚接触者
12	4 / 10	40歳代	女	秋田市	パート	
13	4 / 10	50歳代	男	大館保健所管内	自営業	
14	4 / 11	10歳代	女	秋田市	高校生	12 例目の濃厚接触者
15	4 / 11	10歳代	男	秋田市	中学生	12 例目の濃厚接触者
16	4 / 14	50歳代	男	湯沢保健所管内	会社員	

2 組織体制

(1) 組織体制

2 月 7 日 秋田県危機管理対策本部を設置

3 月 2 6 日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

3 月 3 0 日 第 1 回対策本部会議を開催

4 月 8 日 第 2 回対策本部会議を開催

(2) 業務体制の強化

- ・ 検査体制等の強化のため、健康福祉部に事務職を増員するとともに、各保健所に事務職及び看護職 (非常勤職員) の増員を予定
- ・ 対策本部事務局業務の強化のため、総務部に事務職を増員予定

3 県の対応

(1) 相談体制

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談

- ・ 「あきた帰国者・接触者相談センター」において24時間対応 (3/2～)

日中 9 時～17 時対応の電話番号を 1 回線追加 (3/20～)

相談件数 : 4,317 件 (3/2～4/14)

→ 相談件数の増加に対応し、コールセンターを追加設置予定

②県民生活に関する相談

- ・各地域振興局における県民相談窓口の設置（3/2～）
相談件数：125件（3/2～4/10）
- ・福祉事務所、社会福祉協議会における相談対応、生活福祉資金の貸付
緊急小口資金の申請件数：184件（3/25～4/14）

（２）検査体制

- ・行政検査：県健康環境センター（1/31～）、秋田市保健所（2/25～）
検査件数：666件（1/31～4/14）
- ・民間検査（医療保険適用）：県総合保健事業団の体制整備（4/6～）

（３）医療体制

- ①秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会
 - ・協議会を２回開催（3/27、4/9）し、重症度に応じた入院病床の確保や県調整本部による入院調整など、今後の医療体制に係る方針を確認
- ②外来医療体制（帰国者・接触者外来）
 - ・保健所から依頼のあった疑い例を診察（二次医療圏に１か所以上）
→「帰国者・接触者外来」の設置拡大のため、設備整備・運営等へ助成
- ③入院医療体制（感染症指定医療機関など）
 - ・感染症指定医療機関のほか一般病院に協力を要請し、感染症病床以外にも患者受入可能な病床を確保（9病院30床→14病院93床）
→専門家も参画する県調整本部でウェブ会議を活用し、入院調整を実施
→軽症者等の療養先についても、宿泊施設（ルポールみずほ、ふきみ会館など）の借上等により対応予定

（４）マスク・消毒液の配布

- ①医療機関向けマスク配布
 - ・国から県に配分された医療用マスク約56万枚を病院・診療所（歯科含む）・薬局に対して順次配布中
- ②高齢者施設等向けマスク配布
 - ・国で布製マスクを一括購入し、日本郵便の配送網により順次配布中
 - ・市町村で備蓄マスクの高齢者施設等への放出について適宜対応中
 - ・県では一括購入による配布や施設における購入分への助成等に対応
- ③消毒用エタノールの配布
 - ・国の調整により製造販売業者を通じて医療機関や福祉施設に優先供給（県において必要量を把握・発注し、関係施設へ順次配布中）

（５）県民等への情報提供

- ①「美の国あきたネット」及びSNSによる情報発信
 - ・コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した情報提供（3/27～）

②新聞、ラジオ、テレビによる広報の実施

- ・ 緊急広報として新聞広告等により知事から県民へのメッセージを発信
(4/5)

③外国人向け多言語情報の提供

(6) 県民等の感染予防・まん延防止対策

①リーフレットによる手洗い、咳エチケット等の注意喚起

②企業・事業者に対する感染防止対策の周知・注意喚起

③集会・行事の自粛等

- ・ 県主催の集会・行事等のうち、屋内で参加者が50名以上のものや次の3条件に全て該当するものについて、引き続き、5月6日まで原則として中止又は延期。その他のものについても中止、延期、縮小を検討

※3条件 ア 換気の悪い密閉空間である

イ 人が密集している

ウ 近距離での会話や発声が行われる

- ・ 上記に該当しないものについて開催する場合には、感染防止対策を徹底すること

④感染拡大地域への旅行の自粛を要請

⑤入進学、転勤等による来県者に向けた注意喚起

- ・ 県外からの入進学者・転勤者に対し、感染防止対策を呼びかけ
- ・ 大学等に対し、入進学者への注意喚起を要請
- ・ 商工団体に対し、県外からの転勤者等に対する健康管理の徹底等を要請
- ・ 医療機関と福祉施設に対し、職員・家族の県外滞在歴について注意喚起

⑥高齢者施設等に対する見舞い等の立入自粛の要請

(7) 学校における対応

① 4月6日に県立学校で授業再開、4月7日から9日にかけて県立高校及び県立特別支援学校の入学式を実施

② 学校再開に当たっての留意事項について、県立学校長あて次のとおり通知

- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、「3つの密」が生じないよう留意すること
- ・ 県外との往来があった生徒・教職員について、毎日の健康観察を十分に行うこと
- ・ 少しでも体調に異変がある場合は登校や出勤を控えるよう指導すること
- ・ 登校することに不安を訴える生徒に丁寧かつ弾力的に対応すること
- ・ 県外との不要不急の往来は避けること

③ 由利本荘・にかほ地域における感染状況の変化を踏まえ、関係県立学校長あて次のとおり通知 (4/5)

- ・ 授業開始日を4月16日とすること
- ・ 入学式の実施日を4月17日（ゆり支援学校は4月18日）とすること

- ・授業開始日の前日までを臨時休業として扱うこと
- ④ 4月10日・11日に秋田市内で新たに3名の感染者が確認されたことなどから、関係県立学校長あて次のとおり通知（4/12）
 - ・秋田市内から近隣の地域への通学、近隣の地域から秋田市内に通学する児童生徒がいることから、秋田・男鹿・潟上・南秋地域の県立学校と西仙北高等学校を、4月13日から4月26日まで臨時休業とすること
- ⑤市町村教育委員会及び私立学校については、県の対応を示し適切な対応を依頼

（８）経済対策

- ①県及び商工団体等での相談窓口の開設
 - ・県企業活性化・雇用対策本部（産業政策課内）、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、あきた企業活性化センター等において経営相談窓口を開設
 - 相談件数：3,095件（2月～4/10）
 - ・県ウェブサイトでの経営相談窓口の周知
- ②制度融資による資金繰り支援
 - ・県の経営安定資金「新型コロナウイルス感染症対策枠」及び「危機関連枠（新型コロナウイルス感染症対応）」により、保証料率等の負担を軽減するなど、県内企業の資金繰りを支援
- ③農業者等への資金繰り支援
 - ・各農業協同組合や融資機関に対し、農業者等への資金の円滑な融通、既往債務返済猶予等について依頼
 - ・無利子・無担保による制度融資（農林漁業セーフティネット資金等）の周知
- ④農畜産物の消費拡大キャンペーンの実施
 - ・花き、牛乳、牛肉などの消費拡大キャンペーンとして、「花と食で秋田を盛り上げよう運動」を、ＪＡグループと連携して3月13日から実施
- ⑤県産酒の消費拡大キャンペーンの実施
 - ・県産酒の消費拡大キャンペーンとして、3月23日、30日、4月15日に県庁地下通路で県産酒即売会を実施（4月28日にも実施予定）
 - ・秋田銀行等13機関・団体と連携し、県産酒の購入を促進
 - ・県産品プラザで4月下旬に県産酒フェアを開催（3月13日～）
- ⑥ 県産品消費喚起キャンペーンの展開
 - ・消費が低迷しているお土産品や菓子、酒等の消費喚起を県民に広く呼びかけるキャンペーンを展開（4月6日～）
 - ・県内主要量販店にて共通のチラシの掲示や特設コーナー開設（実施店舗、実施期間・内容は各企業による）
- ⑦企業等からの情報収集、宿泊施設等への影響の把握
 - ・経済動向調査対象企業や商工団体、支援機関等からの情報収集

- ・ 主要な宿泊施設における全体的な状況の把握
- ⑧従業員の柔軟な働き方や健康管理の徹底等への配慮
 - ・ 従業員の休暇取得等の柔軟な対応や、健康管理の徹底、不特定多数の方を対象とする事業所への注意喚起等について、商工団体等へ要請
- ⑨事業者への各種支援制度の周知
 - ・ 県内事業者の経営安定や雇用の確保に資する国、県の支援制度をまとめたチラシを作成し、県相談窓口、商工団体等での周知に活用

(9) 空港・駅等の交通拠点等における注意喚起

空港ターミナルや主要駅、道の駅、高速道路のSA・PA、空港リムジンバス内に、県外からの帰省者・来訪者に対する注意喚起のポスターを掲示

(10) 国への要望等

全国知事会を通じて、検査・医療体制の充実や感染拡大防止の徹底、中小事業者への支援や消費喚起などの経済対策の実施、地方への財政支援などについての要望を随時提出している。

(11) 県職員への対応

- ①学校の臨時休業のため、子の養育の必要が生じた場合及び職員が濃厚接触者となった場合について、職務専念義務の免除により取り扱うこととした（非常勤職員を含む）(2/28)。
- ②非常勤職員が罹患した場合には、90日の範囲内で有給の病気休暇を認めることとした(2/28)。
- ③本人や家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合は、職務専念義務の免除により自宅待機を命ずることや、それ以外のケースでも出勤を控える必要がある職員については在宅勤務を命ずることとした(4/14)。
- ④新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、ローテーション勤務により、2割程度の出勤者の削減を実施することとした(4/16)。

(12) 市町村への対応

- ①市町村に対し、県外からの転入者への注意喚起、不要不急の大都市との往来自粛等について、広報紙やウェブサイト等により、住民に周知するよう依頼(4/2、4/6)
- ②市町村に対し、市町村職員及び住民窓口等における感染防止対策を要請(4/2)
 - ・ 県外から転入の新規採用職員等に対する健康管理の徹底
 - ・ 住民窓口業務等における適切な感染防止対策

